

重要事項説明書〔北海道エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2017年7月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・契約電流10A~60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数: いずれも50Hz

* 記号の説明

A : アンペア
V : ボルト
kVA : キロボルトアンペア
kW : キロワット
kWh : キロワット時
Hz : ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	334円80銭	40A	1,339円20銭
15A	502円20銭	50A	1,674円00銭	
20A	669円60銭	60A	2,008円80銭	
30A	1,004円40銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	24円54銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	26円90銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	29円81銭

〔シングル応援プラン〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	334円80銭	40A	1,339円20銭
15A	502円20銭	50A	1,674円00銭	
20A	669円60銭	60A	2,008円80銭	
30A	1,004円40銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	23円54銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	29円27銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	31円55銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり	334円80銭		
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	24円54銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	26円90銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	29円81銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり	1,200円42銭
電力量 料金単価	1kWhあたり	17円35銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

- 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
 - ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
 - ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
 - ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- 料金の支払い方法
 - ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

 - ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
 - ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
 - ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
 - ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること
- 契約の変更・解約
 - ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
 - ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
 - ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
 - ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

 - ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
 - ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合
- 電気の使用方法
 - ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- 信用情報共有
 - ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。
- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
 - また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 電子交付
 - ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
 - ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。
- 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
- 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、下記URLよりご覧いただけます。

- ・北海道電力株式会社 http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
- ・東北電力株式会社 http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
- ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fire_yakkan_20160401_01.pdf
- ・関西電力株式会社 http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・中国電力株式会社 http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf
- ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませよう願いたします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194)
 ミツウロコでんきコールセンター
 TEL：0800-300-0326
 受付時間：9:00～19:00(日・祝日を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔東北エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について
 - ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
 - ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
 - ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法
 - ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。
- 需給開始年月日
 - ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金
 - ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
 - ・周波数: いずれも50Hz

* 記号の説明

A: アンペア
V: ボルト
kVA: キロボルトアンペア
kW: キロワット
kWh: キロワット時
Hz: ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	324円00銭	40A	1,296円00銭
15A	486円00銭	50A	1,620円00銭	
20A	648円00銭	60A	1,944円00銭	
30A	972円00銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	20円24銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円80銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	26円31銭

〔シングル応援プラン〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	324円00銭	40A	1,296円00銭
15A	486円00銭	50A	1,620円00銭	
20A	648円00銭	60A	1,944円00銭	
30A	972円00銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	18円24銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	24円50銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円22銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり		324円00銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	20円24銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円80銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	26円31銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価 (主開閉器)	最初の6kVAまで		1,404円00銭	
	7～10kVAまで		1,944円00銭	
	上記を超える1kVAあたり		324円00銭	
基本料金 単価 (実量)	最初の6kVAまで		1,922円40銭	
	7～10kVAまで		2,662円20銭	
	上記を超える1kVAあたり		442円80銭	
電力量 料金単価	デイ	最初の80kWhまで	22円86銭	午前8時 ～ 午後10時
		81～200kWhまで	31円18銭	
		200kWh超過分	36円04銭	
	ナイト	1kWhあたり	11円22銭	上記以外

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり		1,179円90銭	
電力量 料金単価	夏季	1kWh	15円66銭	
	その他季	1kWh	14円23銭	

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

- 工事費等
 - ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
 - ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 違約金
 - ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

- 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
 - ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
 - ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
 - ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- 料金の支払い方法
 - ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
 - ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。
- 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

 - ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
 - ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
 - ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
 - ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること
- 契約の変更・解約
 - ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
 - ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
 - ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
 - ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

 - ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
 - ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合
- 電気の使用方法
 - ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- 信用情報共有
 - ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。
- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
 - また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 電子交付
 - ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
 - ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。
- 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
- 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。

 - ・北海道電力株式会社 http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
 - ・東北電力株式会社 http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
 - ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
 - ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
 - ・関西電力株式会社 http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
 - ・中国電力株式会社 http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf
 - ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
 - ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194)
 ミツウロコでんきコールセンター
 TEL：0120-983-228
 受付時間：9:00～17:00(土日祝を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔関東エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・契約電流10A~60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数：いずれも50Hz

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	280円80銭	40A	1,123円20銭
15A	421円20銭	50A	1,404円00銭	
20A	561円60銭	60A	1,684円80銭	
30A	842円40銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	21円43銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円63銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円24銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	280円80銭	40A	1,123円20銭
15A	421円20銭	50A	1,404円00銭	
20A	561円60銭	60A	1,684円80銭	
30A	842円40銭			
電力量 料金単価	デイ	午前6時~翌午前1時	1kWh	24円57銭
	ナイト	午前1時~午前6時	1kWh	17円46銭

* 記号の説明

A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔とくとくナイトプラン8〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	210円60銭	40A	842円40銭
15A	315円90銭	50A	1,053円00銭	
20A	421円20銭	60A	1,263円60銭	
30A	631円80銭			
電力量 料金単価	デイ	午前7時~午後11時	1kWh	31円17銭
	ナイト	午後11時~翌午前7時	1kWh	20円78銭

〔とくとくナイトプラン12〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	210円60銭	40A	842円40銭
15A	315円90銭	50A	1,053円00銭	
20A	421円20銭	60A	1,263円60銭	
30A	631円80銭			
電力量 料金単価	デイ	午前9時~午後9時	1kWh	32円74銭
	ナイト	午後9時~翌午前9時	1kWh	22円55銭

〔シングル応援プラン〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	280円80銭	40A	1,123円20銭
15A	421円20銭	50A	1,404円00銭	
20A	561円60銭	60A	1,684円80銭	
30A	842円40銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	19円52銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	25円61銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	28円42銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり	280円80銭		
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	21円43銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円63銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円24銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり	1,046円52銭		
電力量 料金単価	夏季	1kWh	16円97銭	
	その他季	1kWh	15円42銭	

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいたします。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいたします。

- 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
 - ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
 - ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
 - ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- 料金の支払い方法
 - ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
 - ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。
- 電気の使用に伴うお客さまの協力
 送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
 - ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
 - ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
 - ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること
- 契約の変更・解約
 - ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
 - ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
 - ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
 - ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 当社からの申し出による解約
 当社は、以下の場合本契約を解約します。
 - ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
 - ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合
- 電気の使用方法
 - ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- 信用情報共有
 - ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。
- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
 - また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 電子交付
 - ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
 - ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。
- 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
- 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
 当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。
 - ・北海道電力株式会社 http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
 - ・東北電力株式会社 http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
 - ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
 - ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
 - ・関西電力株式会社 http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
 - ・中国電力株式会社 http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf
 - ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
 - ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194)
 ミツウロコでんきコールセンター
 TEL：0800-300-0326
 受付時間：9:00～19:00(日・祝日を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔中部エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数: いずれも60Hz

* 記号の説明

- A: アンペア
- V: ボルト
- kVA: キロボルトアンペア
- kW: キロワット
- kWh: キロワット時
- Hz: ヘルツ

〔従量電灯B〕

〔シングル応援プラン〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	280円80銭	40A	1,123円20銭
15A	421円20銭	50A	1,404円00銭	
20A	561円60銭	60A	1,684円80銭	
30A	842円40銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	22円68銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円97銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円52銭

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	280円80銭	40A	1,123円20銭
15A	421円20銭	50A	1,404円00銭	
20A	561円60銭	60A	1,684円80銭	
30A	842円40銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	20円68銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	24円69銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	26円43銭

〔従量電灯C〕

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金 単価	1kVAあたり		280円80銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	22円68銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円97銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円52銭

基本料金	10kVAまで		1,460円00銭	
	上記をこえる1kVAあたり		280円80銭	
電力量 料金	デイ	平日午前10時～午後5時	1kWh	36円86銭
	ホーム	午前8時～午後10時 (ただしデイ除く)	1kWh	27円16銭
	ナイト	午後10時～翌午前8時	1kWh	16円00銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり		1,067円04銭	
電力量 料金単価	夏季	1kWh	16円73銭	
	その他季	1kWh	15円21銭	

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいたします。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいたします。

- 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
 - ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
 - ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
 - ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- 料金の支払い方法
 - ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
 - ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。
- 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

 - ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
 - ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
 - ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
 - ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること
- 契約の変更・解約
 - ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
 - ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
 - ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
 - ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

 - ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
 - ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合
- 電気の使用方法
 - ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- 信用情報共有
 - ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。
- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
 - また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 電子交付
 - ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
 - ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。
- 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
- 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。

・北海道電力株式会社	http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
・東北電力株式会社	http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
・東京電力パワーグリッド株式会社	http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf
・中部電力株式会社	http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
・関西電力株式会社	http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
・中国電力株式会社	http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf
・四国電力株式会社	http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
・九州電力株式会社	http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194)
 ミツウロコでんきコールセンター
 TEL：0120-279-279
 受付時間：9:00～17:00(土日祝を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔北陸エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について
 - ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
 - ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
 - ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法
 - ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。
- 需給開始年月日
 - ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金
 - ・契約電流10A~60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
 - ・周波数: いずれも50Hz

* 記号の説明
A: アンペア
V: ボルト
kVA: キロボルトアンペア
kW: キロワット
kWh: キロワット時
Hz: ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	237円60銭	40A	950円40銭
15A	356円40銭	50A	1,188円00銭	
20A	475円20銭	60A	1,425円60銭	
30A	712円80銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	18円52銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	20円00銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	20円98銭

〔シングル応援プラン〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	237円60銭	40A	950円40銭
15A	356円40銭	50A	1,188円00銭	
20A	475円20銭	60A	1,425円60銭	
30A	712円80銭			
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	17円52銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	21円00銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	21円74銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり		237円60銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	18円52銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	20円00銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	20円98銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり		1,087円56銭	
電力量 料金単価	夏 季	1kWh	11円93銭	
	その他季	1kWh	10円89銭	

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

- 工事費等
 - ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
 - ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 違約金
 - ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

- 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
 - ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
 - ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
 - ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- 料金の支払い方法
 - ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
 - ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。
- 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

 - ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
 - ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
 - ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
 - ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること
- 契約の変更・解約
 - ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
 - ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
 - ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
 - ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

 - ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
 - ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合
- 電気の使用方法
 - ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- 信用情報共有
 - ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。
- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
 - また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 電子交付
 - ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
 - ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。
- 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
- 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。

・北海道電力株式会社	http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
・東北電力株式会社	http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
・東京電力パワーグリッド株式会社	http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf
・中部電力株式会社	http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
・関西電力株式会社	http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
・中国電力株式会社	http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf
・四国電力株式会社	http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
・九州電力株式会社	http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194)
 ミツウロコでんきコールセンター
 TEL：0120-279-279
 受付時間：9:00～17:00(土日祝を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔関西エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について
 - ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
 - ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
 - ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法
 - ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。
- 需給開始年月日
 - ・需給開始年月日は2017年8月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 電気料金
 - ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
 - ・周波数: いずれも60Hz

*記号の説明
A: アンペア
V: ボルト
kVA: キロボルトアンペア
kW: キロワット
kWh: キロワット時
Hz: ヘルツ

〔従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで		327円65銭
電力量 料金単価 (/1kWh)	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	21円76銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	23円89銭
	第3段階	300kWh超過分	25円25銭

〔シングル応援プラン〕

最低料金	最初の15kWhまで		334円82銭
電力量 料金単価 (/1kWh)	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	19円95銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	24円96銭
	第3段階	300kWh超過分	27円42銭

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	1kVAあたり		388円80銭
電力量 料金単価 (/1kWh)	第1段階	最初の120kWhまで	17円40銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	20円68銭
	第3段階	300kWh超過分	21円06銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金		1契約 最初の10kWまで		1,188円00銭	
		10kWを超える1kWあたり		388円80銭	
電力量 料金単価	デイ	午前7時 ～ 午後11時	90kWh まで	1kWh	20円63銭
			91kWh～ 230kWh	1kWh	26円61銭
			230kWh 超過分	1kWh	30円47銭
	ナイト	午後11時～翌午前7時		1kWh	10円51銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり		1,005円48銭
電力量 料金単価	夏季	1kWh	14円35銭
	その他季	1kWh	12円90銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

- 工事費等
 - ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
 - ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 違約金
 - ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法

- ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
- ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法

- ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
- ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力

送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
- ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
- ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約

- ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
- ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
- ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約

当社は、以下の場合本契約を解約します。

- ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
- ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
- ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有

- ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項

- ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付

- ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
- ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について

- ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について

当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。

- ・北海道電力株式会社 http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
- ・東北電力株式会社 http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
- ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
- ・関西電力株式会社 http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・中国電力株式会社 http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf
- ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。

なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194)
ミツウロコでんきコールセンター
TEL:0120-983-025
受付時間：9:00～17:00(土日祝日を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔中国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2017年6月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数: いずれも60Hz

* 記号の説明

A: アンペア
V: ボルト
kVA: キロボルトアンペア
kW: キロワット
kWh: キロワット時
Hz: ヘルツ

〔従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで		331円23銭
電力量 料金単価 (/1kWh)	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	22円40銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	24円13銭
	第3段階	300kWh超過分	25円76銭

〔シングル応援プラン〕

最低料金	最初の15kWhまで		331円23銭
電力量 料金単価 (/1kWh)	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	20円40銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	26円57銭
	第3段階	300kWh超過分	27円42銭

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	1kVAあたり		399円60銭
電力量 料金単価 (/1kWh)	第1段階	最初の120kWhまで	17円76銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	22円37銭
	第3段階	300kWh超過分	23円62銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり		1,036円26銭
電力量 料金単価	夏季	1kWh	14円75銭
	その他季	1kWh	13円49銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

- 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
 - ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
 - ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
 - ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- 料金の支払い方法
 - ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
 - ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。
- 電気の使用に伴うお客さまの協力
 送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
 - ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
 - ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
 - ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること
- 契約の変更・解約
 - ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
 - ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
 - ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
 - ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 当社からの申し出による解約
 当社は、以下の場合本契約を解約します。
 - ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
 - ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合
- 電気の使用方法
 - ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- 信用情報共有
 - ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。
- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 電子交付
 - ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
 - ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。
- 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
- 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
 当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。

- ・北海道電力株式会社 http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
- ・東北電力株式会社 http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
- ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
- ・関西電力株式会社 http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・中国電力株式会社 http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf
- ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194)
 ミツウロコでんきコールセンター
 TEL：0120-983-025
 受付時間：9:00～17:00(土日祝日を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔四国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2017年6月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数: いずれも60Hz

* 記号の説明

A: アンペア
V: ボルト
kVA: キロボルトアンペア
kW: キロワット
kWh: キロワット時
Hz: ヘルツ

〔従量電灯A〕

最低料金	最初の11kWhまで		403円92銭
電力量 料金単価 (/1kWh)	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	22円00銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	24円52銭
	第3段階	300kWh超過分	27円31銭

〔シングル応援プラン〕

最低料金	最初の11kWhまで		403円92銭
電力量 料金単価 (/1kWh)	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	20円00銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	26円11銭
	第3段階	300kWh超過分	28円30銭

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	1kVAあたり		367円20銭
電力量 料金単価 (/1kWh)	第1段階	最初の120kWhまで	16円66銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	21円43銭
	第3段階	300kWh超過分	22円72銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり		1,041円39銭
電力量 料金単価	夏季	1kWh	15円51銭
	その他季	1kWh	14円09銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

- 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
 - ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
 - ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
 - ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- 料金の支払い方法
 - ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
 - ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。
- 電気の使用に伴うお客さまの協力
 送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
 - ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
 - ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
 - ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること
- 契約の変更・解約
 - ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
 - ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
 - ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
 - ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 当社からの申し出による解約
 当社は、以下の場合本契約を解約します。
 - ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
 - ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合
- 電気の使用方法
 - ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- 信用情報共有
 - ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。
- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
 - また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 電子交付
 - ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
 - ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。
- 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
- 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
 当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。

- ・北海道電力株式会社 http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
- ・東北電力株式会社 http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
- ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
- ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
- ・関西電力株式会社 http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
- ・中国電力株式会社 http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf
- ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
- ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194)
 ミツウロコでんきコールセンター
 TEL：0120-983-025
 受付時間：9:00～17:00(土日祝日を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)

重要事項説明書〔九州エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について

- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法

- ・申込書、またはインターネットによってお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日

- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間(切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間)満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金

- ・契約電流10A~60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数: いずれも60Hz

* 記号の説明

A: アンペア
V: ボルト
kVA: キロボルトアンペア
kW: キロワット
kWh: キロワット時
Hz: ヘルツ

〔従量電灯B〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	291円60銭	40A	1,166円40銭
15A	437円40銭	50A	1,458円00銭	
20A	583円20銭	60A	1,749円60銭	
30A	874円80銭	/		
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	19円13銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	19円25銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	22円91銭

〔シングル応援プラン〕

基本料金 単価	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
	10A	291円60銭	40A	1,166円40銭
15A	437円40銭	50A	1,458円00銭	
20A	583円20銭	60A	1,749円60銭	
30A	874円80銭	/		
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	17円13銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円29銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	24円19銭

〔従量電灯C〕

基本料金 単価	1kVAあたり		291円60銭	
電力量 料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	19円13銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	19円25銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	22円91銭

〔低圧電力〕

基本料金 単価	1kWあたり		943円92銭	
電力量 料金単価	夏季	1kWh	16円79銭	
	その他季	1kWh	15円14銭	

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等

- ・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金

- ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

- 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
 - ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
 - ・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
 - ・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
- 料金の支払い方法
 - ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
 - ・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。
- 電気の使用に伴うお客さまの協力
 送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
 - ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
 - ・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
 - ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること
- 契約の変更・解約
 - ・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
 - ・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
 - ・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
 - ・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 当社からの申し出による解約
 当社は、以下の場合本契約を解約します。
 - ・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - ・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
 - ・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合
- 電気の使用方法
 - ・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。
- 信用情報共有
 - ・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。
- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
 - また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 電子交付
 - ・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
 - ・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。
- 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
- 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
 当社が、一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。
 - ・北海道電力株式会社 http://www.hepco.co.jp/corporate/con_service/pdf/h2904_con_supply.pdf
 - ・東北電力株式会社 http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka/setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
 - ・東京電力パワーグリッド株式会社 <http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notification/pdf/yakkan2804-j.pdf>
 - ・中部電力株式会社 http://www.chuden.co.jp/resource/business/fre_yakkan_20160401_01.pdf
 - ・関西電力株式会社 http://www.kepco.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h27_tsyakkan_i.pdf
 - ・中国電力株式会社 http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h28_04takusou.pdf
 - ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
 - ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0055/6123/xjvp5dtn.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
 なお、受付時間等を十分ご確認くださいませようお願いします。

小売電気事業者：株式会社ミツウロコヴェッセル(A0194)
 ミツウロコでんきコールセンター
 TEL：0800-300-0326
 受付時間：9:00～19:00(日・祝日を除く)
<https://mitsuurokodenki.jp/>

代理店(媒介者)